

国民健康保険 後期高齢者医療制度 からのお知らせ

問 保険年金課(東庁舎)
 ☎ 71・2324
 ☎ 72・2460

8月1日から70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変わりました。

※平成30年8月からも限度額が変更されます。詳細は、広報こなんでお知らせします。

7月まで

| 負担割合 | 所得区分 | | 外来+入院(世帯ごと) | |
|------|--------------|-----|--------------|--|
| | | | 外来(個人ごとの限度額) | |
| 3割 | 現役並み所得者 | | 44,400円 | 80,100円+A ^{※1} (4回目以降は44,400円) ^{※3} |
| 1割 | 一般 | | 12,000円 | 44,400円 |
| | 住民税 非課税世帯 | 区分Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| | | 区分Ⅰ | | 15,000円 |

8月から平成30年7月まで

| 負担割合 | 所得区分 | | 外来+入院(世帯ごと) | |
|------|--------------|-----|--|--|
| | | | 外来(個人ごとの限度額) | |
| 3割 | 現役並み所得者 | | 57,600円 | 80,100円+A ^{※1} (4回目以降は44,400円) ^{※3} |
| 1割 | 一般 | | 14,000円 (年間上限144,000円) ^{※2} | 57,600円 (4回目以降は44,400円) ^{※3} |
| | 住民税 非課税世帯 | 区分Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| | | 区分Ⅰ | | 15,000円 |

※1 Aは総医療費が267,000円を超えた場合に加算します(A=(総医療費-267,000円)×1%)。

※2 年間は8月~翌年7月で計算します。

※3 過去1年以内に高額療養費を4回以上受けた場合。

入院時の高額療養費について

入院時の食事代、保険が適用されない差額ベッド料などは、高額療養費の計算に含まれません。

非課税世帯の人で限度額適用・標準負担額減額認定証を持っていない人は、事前に申請してください。医療機関に限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると、窓口での支払額が、自己負担限度額が上限となります。

高額療養費の申請について

● 国民健康保険被保険者の場合、高額療養費に該当する月ごとに申請が必要です。対象となる人には、申請勧奨を送付します。申請時には、毎回領収書の原本が必要です。

● 後期高齢医療被保険者の場合、申請は初回のみです。その後同様に支給対象となれば自動的に振り込まれます。対象となる人には、申請勧奨を送付します。申請書に領収書の添付は必要ありません。

※ 申請方法が制度により異なりますのでご注意ください。

年金請求書の手続き漏れはありませんか？

法改正により、8月1日から、老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間(受給資格期間)が、25年から10年に短縮されました。

対象となる人には、日本年金機構から黄色の封筒(A4サイズ)が送付されています。

まだ、請求手続きをされていない人は、お近くの年金事務所で手続きを行ってください。

問 ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165
 草津年金事務所お客様相談室

☎077・567・1311

保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 ☎72・2460

※年金事務所に行かれる際に、ねんきんダイヤルで事前に予約を行ってください。